

薬剤師法施行規則の一部を改正する省令について

(改正の内容)

1. 薬剤師国家試験は、必須問題及び一般問題に区分（一般問題にあつては、薬学理論問題及び薬学実践問題に更に区分）して行うものとする。
2. 薬剤師国家試験の科目は、「物理・化学・生物」、「衛生」、「薬理」、「薬剤」、「病態・薬物治療」、「法規・制度・倫理」、「実務」とする。

(参考)

○薬剤師法（昭和35年法律第146号）

（省令への委任）

第18条 この章に規定するもののほか、試験の科目、受験手続その他試験に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

○薬剤師法施行規則（昭和36年厚生省令第5号）

（試験の科目）

第8条 薬剤師国家試験（以下「試験」という。）の科目は、次のとおりとする。

- 一 基礎薬学
- 二 医療薬学
- 三 衛生薬学
- 四 薬事関係法規及び薬事関係制度

薬剤師法施行規則の一部を改正する省令案について

1. 改正の趣旨

- 薬剤師法施行規則（昭和36年厚生省令第5号）第8条において、薬剤師国家試験の科目は、「基礎薬学」、「医療薬学」、「衛生薬学」及び「薬事関係法規及び薬事関係制度」とされているところ。
- 今般、「薬剤師国家試験出題制度検討会」報告書（平成20年7月8日取りまとめ）を踏まえ、薬剤師法施行規則（昭和36年厚生省令第5号）の一部を改正し、薬剤師国家試験の出題区分等の見直しを行うもの。

【参考】

臨床に係る実践的な能力を有する薬剤師を輩出すべく、平成16年に学校教育法（昭和22年法律第26号）及び薬剤師法（昭和35年法律第146号）が改正され、平成18年度から新たな薬学教育課程として6年制課程が導入されるとともに、6年制課程を修めて卒業した者に薬剤師国家試験の受験資格が与えられることとされた。

また、平成19年6月から「薬剤師国家試験出題制度検討会」において、新たな6年制課程において習得した知識、技能及び態度に関し、これからの医療の担い手として求められる資質を的確に確認するに相応しい薬剤師国家試験制度のあり方について検討を行い、平成20年7月8日、「薬剤師国家試験出題制度検討会」報告書が取りまとめられたところ。

本報告書では、新たな薬剤師国家試験においては、臨床に係る実践的な能力を有する薬剤師の養成を目的とする新たな薬学教育の趣旨を踏まえた出題分野を構築することとされている。

2. 改正の内容

1. 薬剤師国家試験は、必須問題及び一般問題に区分（一般問題にあつては、薬学理論問題及び薬学実践問題に更に区分）して行うものとする。
2. 薬剤師国家試験の科目は、「物理・化学・生物」、「衛生」、「薬理」、「薬剤」、「病態・薬物治療」、「法規・制度・倫理」、「実務」とする。

3. 公布日

平成21年●月

4. 施行期日

平成23年●月●日

本改正は、平成24年（平成23年度）の薬剤師国家試験より適用され、その受験者に対し、十分な周知期間をおく必要があるため、早急に公布する必要がある。